

議案第58号

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市民文化会館前駐車場条例(平成15年静岡市条例第115号)の一部を次のように改正する。
別表中「第5条関係」を「第9条関係」に、「1,380円」を「1,410円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市民文化会館前駐車場条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入場する自動車に係る駐車料金について適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市民文化会館前駐車場の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。